

証券コード 6264

2019年11月12日

株 主 各 位

鹿児島県出水市大野原町2141番地

株 式 会 社 マ ル マ エ

代表取締役社長 前 田 俊 一

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、35頁のご案内に従って2019年11月26日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2019年11月27日（水曜日）午後3時 |
| 2. 場 | 所 | 鹿児島県出水市大野原町2141番地
株式会社マルマエ 本社 3F「大会議室」 |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第32期（2018年9月1日から2019年8月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査等委員である取締役4名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト〔<http://www.marumae.com/>〕に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、輸出を中心に弱さが残りながらも、個人消費は持ち直し、企業収益は高い水準で底堅く推移したことなどから緩やかに回復しました。

当社の主な販売分野である半導体業界におきましては、市場環境の悪化に伴う設備投資の中止や先送りが継続していましたが、ロジック*1向けの設備投資の回復が先行して始まり、年度末にかけては、メモリ*2メーカー向けで設備投資再開の動きが出始めるなど、回復傾向がみられております。FPD業界におきましては、大型液晶向け設備投資が高水準で推移する中、停滞していた中小型有機EL投資が再開しました。しかし、一方で、中国向けの大型液晶投資には、一部に中断の動きが出ております。

このような経済状況のもと、半導体分野では、当社は次世代の量産品につながる試作品の受注に力を入れつつ、前事業年度に取得した出水事業所の整備や自動化設備の構築を行いました。また、新規に採用した社員の教育や試作能力の強化に注力しました。FPD分野では、大型電子ビーム溶接機*3 (EBW) の設置を進め、受注活動を行っております。その他分野におきましては、太陽電池製造装置部品の受注に注力しましたが、市場環境の変化から投資計画が先送りされており、受注に至りませんでした。費用面では、前事業年度において設備投資した出水事業所の生産設備等に関連する減価償却費や労務費等の増加により製造原価が増加しました。なお、足元では市場環境の停滞により工場稼働率は落ち込んでおりますが、来春以降に予想される市場回復に向けて増加した生産力は維持する方針を持っております。また、申請を行いながらも、決定時期を保守的に翌年度と見込んでいた企業立地促進補助金が年度内に確定し特別利益113百万円が発生しました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高が4,019百万円(前期比12.4%減)、営業利益が495百万円(前期比59.9%減)、経常利益が477百万円(前期比60.6%減)、当期純利益が436百万円(前期比49.6%減)となりました。

*1 ロジック半導体とは、演算や論理処理を行う半導体素子です。

*2 メモリ半導体とは、記憶を保持する半導体素子です。

*3 電子ビーム溶接機とは、真空中でプログラム通りに、高出力の電子ビームを使い溶接を行う装置です。

当事業年度の製品分野別の状況は次のとおりであります。

製品分野	売上高	構成比
半導体製造装置関連部品	3,181百万円	79.1%
F P D製造装置関連部品	657	16.3
その他	181	4.5

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

① 当事業年度中に取得した主要設備

高尾野事業所 マシニングセンタ1台、電子ビーム溶接機1台

出水事業所 自動化設備一式

② 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に当社の所要資金として金融機関より長期借入金700百万円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は、以下に対処すべき課題と捉えております。

①市場変動

当社の属する半導体とFPDの市場は景気変動に伴い大幅な需要の変動が起こります。これらの変動に対応するために、消耗品受注拡大を進めています。さらに、新分野の拡大を行うとともに、生産性を向上させ、生産力拡大に対する固定費の拡大抑制を行うことを主な対応策としております。なお、具体的な固定費の抑制方法につきましては、需要の変動に対応するため、協力企業の育成と活用を行うことと、生産の自動化を進める方針です。

②競争の激化と受注価格低下

当社の属する業界は中小の同業社が多く、厳しい競争のある業界です。参入障壁の低い案件は競争から価格は低下します。そのような業界の中で、当社は参入障壁の高い真空パーツに取り組み受注拡大を狙い、また、独創的な加工手法や徹底的に行う生産性改善手法によりコスト低減を続け市場価格の低下に先回りした対応をしております。しかしながら、保有する技術の陳腐化が進むことから今後も継続的に技術開発を行う必要があります。そのため、当社においてはR&Dの強化と人材育成に注力する方針です。

③「人」に対する取り組み

当社は、人の持つ技術力や営業力が最も重要な強みであるため、強みを持つ人材の安定化と育成が重要な課題となっております。しかしながら、継続的に改善を進めながらも、高い能力を持つ人材に頼る部分が多く、時間外労働や休日出勤の偏りが生じております。このような状況から、多様な勤務形態を構成することで個々の負担を減らし、社員満足度の向上と人材の安定化を図り、長期的な人材育成プランを実現していく方針です。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 29 期 (2016年 8 月期)	第 30 期 (2017年 8 月期)	第 31 期 (2018年 8 月期)	第 32 期 (当事業年度) (2019年 8 月期)
売 上 高 (百万円)	2,242	3,035	4,588	4,019
当 期 純 利 益 (百万円)	363	538	866	436
1株当たり当期純利益 (円)	34.50	50.74	72.01	33.45
総 資 産 (百万円)	2,569	5,418	8,088	8,329
純 資 産 (百万円)	978	3,137	5,132	5,307
1株当たり純資産額 (円)	92.90	263.36	393.21	406.65

(注) 当社は、2017年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2019年8月31日現在）

当社の事業の内容は、半導体及びF P D等の製造装置を構成している真空部品等を製造する精密部品事業であります。

当社では、主に下記用途及び特徴の製品を製造装置メーカーから受注しております。

区分	主要製品
半 導 体 分 野	<p>用途：半導体製造装置及び検査装置を構成する真空部品。多数ある半導体製造工程で、主にドライエッチング工程・CVD工程・洗浄工程・塗布工程などの前工程と言われる半導体製造装置を構成する部品を製造しております。</p> <p>特徴：当社で製造する部品は、主に真空中で使用されるために気密性など高精度な仕上がりが要求されるほか、高温高電圧のプラズマにさらされることから高い対電圧性能が要求されます。また、半導体製造のプロセスは非常に繊細であるため、製品の安定度が重要な要素となっており、試作とプロセス評価に長い時間が掛かりながらも、一旦装置に採用されると長い期間変更されずに受注が継続します。また、プラズマにさらされることから消耗も激しく、定期的に消耗品需要もあり、新規装置の需要が無い場合でも消耗品需要が見込めます。</p>
F P D 分 野	<p>用途：F P D製造装置及び検査装置を構成する真空部品。F P D製造工程の中で、主にドライエッチング工程・CVD工程・塗布工程などのF P D製造装置を構成する部品を製造しております。</p> <p>特徴：チャンバーと呼ばれる耐真空容器や電極と呼ばれるチャンバー内蔵物を製造しております。これらの部品は部品サイズが3m以上と大きく、形状が複雑で非常に歪み易い割に、厳しい平面度や位置精度など高精度が要求されるアルミ等の金属製部品です。大きさは違いますが、半導体部品と同様にプラズマにさらされる環境で、対電圧や安定性が求められる重要部品です。</p>
そ の 他	<p>用途：スマートフォン筐体（ケース）の表面処理装置、太陽電池製造装置部品、オートバイのレース用部品、光学分野（カメラ・顕微鏡）・医療装置などの産業用装置部品などを製造しております。</p> <p>特徴：各分野の最終製品を構成する部品の中でも、複雑な形状や高い平面度が必要であるなど歪みの少なさが要求される部品、あるいは溶接や表面処理を含む多工程が必要な部品などで、アルミほか各種金属製の部品です。</p>

(8) 主要な営業所及び工場 (2019年8月31日現在)

本社・出水事業所	鹿児島県出水市
高尾野事業所	鹿児島県出水市
関東事業所	埼玉県朝霞市

(9) 従業員の状況 (2019年8月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
120 (126) 名	13名増 (32名増)	38.4歳	7.5年

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 従業員数が前事業年度と比べて13名増加しましたのは、主として半導体分野の事業拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(10) 主要な借入先 (2019年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社鹿児島銀行	1,077百万円
株式会社商工組合中央金庫	589
株式会社日本政策投資銀行	477
株式会社みずほ銀行	350
株式会社日本政策金融公庫	147

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認をいただき2018年11月27日付をもちまして、当社は東京証券取引所市場第二部から同取引所市場第一部に市場変更いたしました。また、2019年2月1日をもって本社を鹿児島県出水市大野原町2141番地へ移転致しました。

2. 株式の状況(2019年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 52,212,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,053,000株 (うち自己株式 150株)
- (3) 株主数 7,959名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
前田俊一	4,818,100株	36.9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	750,600	5.8
前田美佐子	504,000	3.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	248,300	1.9
前田良子	180,000	1.4
川本忠男	172,700	1.3
五十嵐光栄	168,000	1.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	159,500	1.2
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 1300000	136,200	1.0
マールマエ共栄会	122,900	0.9

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役に関する事項 (2019年8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	前 田 俊 一	統括
取 締 役	海 崎 功 太	営業本部長
取 締 役	古 江 博	管理本部長
取 締 役	安 藤 博 音	技術生産本部長
取締役(監査等委員・常勤)	兒 島 吉 二	
取締役(監査等委員・常勤)	鶴 田 俊 成	
取締役(監査等委員)	寺 畑 幸 雄	寺畑幸雄税理士事務所 所長
取締役(監査等委員)	梶 智 和	かこい司法書士事務所 所長
取締役(監査等委員)	大 道 卓	デルタ経営コンサルティング合同 会社 代表社員
取締役(監査等委員)	桃 木 野 聡	桃木野総合法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 寺畑幸雄氏、梶智和氏、大道卓氏及び桃木野聡氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員) 兒島吉二氏は、長年にわたり当社の経理課に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役(監査等委員) 鶴田俊成氏は、国税局での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員) 寺畑幸雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 情報収集の充実を図り、会計監査人、内部統制所管部門及び社外取締役である監査等委員との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
6. 当社は取締役(監査等委員) 寺畑幸雄氏、梶智和氏、大道卓氏及び桃木野聡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2018年11月28日付で、古江博氏は執行役員から管理本部長となり、安藤博音氏は執行役員から技術生産本部長となりました。
- ②2019年4月15日をもって、藤山敏久氏は取締役を辞任いたしました。なお、同氏は辞任時において、IRを担当してございました。
8. 当社と取締役(監査等委員) 兒島吉二氏、鶴田俊成氏、寺畑幸雄氏、梶智和氏、大道卓氏及び桃木野聡氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(2) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役分）	5名 (一)	86百万円 (一)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役分）	6 (4)	23 (11)
合 計 （うち社外役員分）	11 (4)	109 (11)

- (注) 1. 上記には、2019年4月15日をもって辞任した取締役1名を含めております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年11月28日開催の定時株主総会において年額1億5千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年11月28日開催の定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）寺畑幸雄氏は、寺畑幸雄税理士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）梶智和氏は、かこい司法書士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）大道卓氏は、デルタ経営コンサルティング合同会社の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）桃木野聡氏は、桃木野総合法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 寺 畑 幸 雄	当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回、監査等委員会15回のうち14回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 梶 智 和	当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回、監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。司法書士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 大 道 卓	当事業年度に開催された取締役会25回のうち22回、監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。経営コンサルタントとしての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 桃 木 野 聡	当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回、監査等委員会15回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬の見積りの算定根拠等について検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した取締役（監査等委員）は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会計監査人がその契約の履行に伴い当社が損害を被った場合、悪意又は重大な過失があったときを除き、法令が規定する額をもって損害賠償責任限度額としております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業が存立を継続していくためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識し、すべての役職員が公正かつ高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

- イ. 取締役会は、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項につき、十分審議した上で意思決定を行う一方、職務執行する取締役からはその執行状況に関わる報告等を求めて経営方針の進捗状況を把握し、職務執行の適正性を管理監督する。
- ロ. 監査等委員である取締役は、取締役会その他重要な意思決定の過程及び職務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講ずる。
- ハ. 経営会議は定期的開催し、取締役及び幹部社員による重要な意思決定と業務執行の経過に対して多面的な検討を行うとともに、相互監視を行う。
- ニ. 内部監査担当者は、定期監査とともに必要に応じて任意監査を実施して日常の職務執行状況を把握し、その改善を図る。
- ホ. コンプライアンス体制の維持のため、弁護士及び監査法人等の外部専門家と密に連携を図る。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報について、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び「稟議規程」、「文書管理規程」、「情報システム管理規程」に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査等委員である取締役等が閲覧、謄写可能な状態にて維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を最も重要な経営課題の一つと位置づけ、当社固有のリスクを十分認識した上で、様々な危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行う。

- イ. 全社的なリスクの監視及び全社的な対応は管理本部が行う。

- ロ. 各部門の担当業務におけるリスクは、当該部門長が責任者となりマニュアル等の整備及び徹底、必要な教育を行う。
- ハ. 取締役並びに各部門長は、個々の職務における重大なリスクの把握に努め、発見したときは取締役会で多面的な審議の上、適切な対策を決定し、実施する。
- ニ. 内部監査担当者は、リスク管理の状況についても監査を実施する。
- ホ. 新たにリスク管理面で問題が発生もしくは発生が予測される場合には、取締役会に報告し、その対策を協議して是正処置を取る。
- ヘ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮の下、弁護士等を含む外部専門家を利用し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

規程の整備により、取締役の権限・責任の範囲と担当業務を明確かつ適切に定めることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保する。

- イ. 取締役会は中期事業計画及び各年度の予算案を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案・実行する。
- ロ. 「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「決裁権限基準」により、取締役の委嘱事項を定め、委嘱した範囲において職務執行を決定し実行できる権限を委譲する。取締役は職務執行の進捗状況等を取締役会及び経営会議で報告する。
- ハ. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて組織、職制、業務分掌、決裁権限等に関する社内規程等の見直しを行い、必要な改善を行う。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、子会社、関連会社に該当するものは存在しないが、将来においてグループ会社を設置する場合には、子会社管理規程を整備し、当社と同等の管理、規程・コンプライアンス基準の整備、管理、事業内容の定期的な報告と協議を行う。また会計基準についても、特定の理由がある場合を除いて、原則的に当社の会計基準に従う。

子会社の業務執行者による当社への報告体制、子会社の損失のリスク管理体制、子会社の業務執行の効率性を確保するための体制並びに子会社の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についても、将来子会社を設ける場合には、子会社管理規程を整備して定める。

⑥監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員である取締役と内部監査担当者は常に連携できる体制にあるため、監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人を置いていないが、監査等委員である取締役からその使用人の設置を求められた場合は、監査等委員である取締役と協議の上、必要に応じて設置する。

⑦前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人を設置した場合には、その指揮・命令等は監査等委員である取締役の下にあり、その人事上の取り扱いは監査等委員である取締役と協議して行う。

⑧監査等委員である取締役による前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項の使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員である取締役に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。

⑨取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制

監査等委員である取締役の取締役会等の重要な会議への出席を、取締役の業務執行に対する厳正な監視体制とするとともに、監査等委員である取締役への重要な報告を行う体制とする。また、会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事実等を発見した場合は、速やかに監査等委員である取締役に報告する。

⑩前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員である取締役に対して前項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取り扱いを受けないものとする。また、会社の人事考課にあたり、監査等委員である取締役は第6項乃至第9項の業務又は報告を行った使用人に関し、評価上の意見を述べることができる。

⑪監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。

⑫その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査等委員会監査等基準」において、監査等委員である取締役と内部監査担当者が緊密な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査が実効的に行われることを確保する。また、取締役と監査等委員である取締役は積極的に意見交換を行い、適切な意思疎通を図る。

(2) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況

①財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制に対応するため、業務プロセスにおける適正性を確保した体制を整備し、運用しています。

②その他業務の適正を確保するために必要な体制

経営及び業務執行の健全かつ適切な運営の強化のためコンプライアンス基本規程や行動規範を定め、教育・研修を定期的実施することで、コンプライアンス意識の周知徹底を図っています。併せてコンプライアンス違反行為等の早期発見と是正を図るために社内外の通報相談窓口を整備し運用しております。

リスク管理につきましては、「リスク管理規程」を定め、リスク管理を効果的・効率的に進めるために責任部署による対応を基本とする体制を取っておりますが、その対応状況については、リスク管理委員会及び経営会議や取締役会等でフォローを行っています。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

「反社会的勢力に関する規程」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応する方針であります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元につきましては、重要な経営施策の一つとして位置づけています。

今後の利益配分に関しましては、長期的な視野に立った投資の実施とともに、経営成績及び財務状況を勘案しつつ、収益性に基づく利益配分を目指し、配当金の計算は、配当性向の考えを取り入れたいと考えております。なお、中期的な配当性向の目途といたしましては、中期事業計画の期間中（2019年8月期から2021年8月期）に30%以上を目標としております。また、最終損益で損失を計上しない限りは、通年で1株につき最低10円の安定配当を行う方針としております。

貸借対照表

(2019年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,607,312	流 動 負 債	731,997
現金及び預金	2,263,944	買掛金	123,139
受取手形	63,100	1年内返済予定の長期借入金	379,512
売掛金	423,099	未払金	53,869
電子記録債権	348,324	未払費用	110,001
製品	12,186	未払法人税等	13,722
仕掛品	419,739	前受金	2,991
原材料及び貯蔵品	3,922	預り金	15,622
前渡金	13,041	前受収益	245
前払費用	13,873	受注損失引当金	13,300
未収還付法人税等	42,155	その他	19,591
その他	5,675	固 定 負 債	2,289,360
貸倒引当金	△1,751	長期借入金	2,262,718
固 定 資 産	4,721,970	退職給付引当金	14,453
有 形 固 定 資 産	4,568,083	資産除去債務	1,069
建物	1,681,474	受入保証金	2,700
構築物	71,649	その他	8,418
機械及び装置	2,009,360	負 債 合 計	3,021,357
車両運搬具	15,910	純 資 産 の 部	
工具器具及び備品	17,965	株 主 資 本	5,307,926
土地	766,549	資本金	1,241,157
建設仮勘定	5,173	資本剰余金	1,938,342
無 形 固 定 資 産	76,456	資本準備金	1,125,157
ソフトウェア	61,652	その他資本剰余金	813,184
ソフトウェア仮勘定	14,739	利 益 剰 余 金	2,128,533
その他	64	利益準備金	14,112
投資その他の資産	77,430	その他利益剰余金	2,114,421
投資有価証券	7,000	圧縮積立金	20,369
出資金	111	繰越利益剰余金	2,094,051
繰延税金資産	69,629	自 己 株 式	△106
その他	690	純 資 産 合 計	5,307,926
資 産 合 計	8,329,283	負 債 純 資 産 合 計	8,329,283

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,019,454
売 上 原 価		2,949,470
売 上 総 利 益		1,069,983
販売費及び一般管理費		574,391
営 業 利 益		495,592
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	132	
受取地代家賃	269	
受取家賃	660	
受取手数料	843	
未払配当金除斥益	310	
その他営業外収益	421	2,638
営 業 外 費 用		
支払利息	18,750	
為替差損	1,972	
その他営業外費用	465	21,187
経 常 利 益		477,043
特 別 利 益		
補助金収益	113,424	113,424
特 別 損 失		
固定資産除却損	4,739	4,739
税引前当期純利益		585,727
法人税、住民税及び事業税	152,691	
法人税等調整額	△3,522	149,168
当 期 純 利 益		436,559

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 剰 余 金 合 計
						圧 積 立 金	縮 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,241,157	1,125,157	813,184	1,938,342	14,112	26,181	1,912,738	1,953,032	
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当							△261,058	△261,058	
圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△5,812	5,812	—	
当 期 純 利 益							436,559	436,559	
自 己 株 式 の 取 得									
事 業 年 度 中 の 変 動 額 計 合	—	—	—	—	—	△5,812	181,313	175,501	
当 期 末 残 高	1,241,157	1,125,157	813,184	1,938,342	14,112	20,369	2,094,051	2,128,533	

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

(単位：千円)

	株 主 資 本		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	
当 期 首 残 高	△59	5,132,472	5,132,472
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△261,058	△261,058
圧 縮 積 立 金 の 取 崩		—	—
当 期 純 利 益		436,559	436,559
自 己 株 式 の 取 得	△47	△47	△47
事 業 年 度 中 の 変 動 額 計	△47	175,453	175,453
当 期 末 残 高	△106	5,307,926	5,307,926

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 製品 主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
- ・ 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
- ・ 原材料 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

建物(附属設備を除く) : 定額法

上記以外 : 定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取地代家賃」(前事業年度は300千円)は、金額的重要性が増したため、区分掲記することといたしました。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)担保資産及び担保付債務

①担保に供されている資産

建物	1,681,734千円
構築物	57,237
機械及び装置	161,866
土地	716,852
計	2,617,692

②上記に対応する担保付債務

長期借入金	2,062,890
計	2,062,890

(注) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(2)有形固定資産の減価償却累計額 2,915,466千円

(3)有形固定資産の減損損失累計額 72,310千円

(4)損失が見込まれる受注に係るたな卸資産には、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

製品	330千円
仕掛品	81,730
原材料	730
計	82,792

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する項目

(単位：株)

	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式				
普通株式（注） 1	13,053,000	-	-	13,053,000
合計	13,053,000	-	-	13,053,000
自己株式				
普通株式（注） 2	97	53	-	150
合計	97	53	-	150

(注) 普通株式の自己株式の変動事由は次のとおりです。

単元未満株式の買取による増加

53株

(2) 配当に関する事項

① 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年 11月28日 定時株主総会	普通株式	130,529	10円	2018年 8月31日	2018年 11月29日
2019年 3月29日 取締役会	普通株式	130,529	10円	2019年 2月28日	2019年 4月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年 11月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	65,264	5円	2019年 8月31日	2019年 11月28日

(3) 当事業年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数 該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、主に銀行借入により、必要な資金を調達しております。一時的な余資は短期的な預金に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿って相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握し、リスク低減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

長期借入金には主に営業取引及び設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき管理本部が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,263,944	2,263,944	-
(2) 売掛金	423,099	423,099	-
資産計	2,687,044	2,687,044	-
(3) 長期借入金※	2,642,230	2,643,285	1,055
負債計	2,642,230	2,643,285	1,055

※長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金379,512千円を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計金額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(表示方法の変更)

電子記録債権(前事業年度は607,519千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より記載を省略しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
減損損失	2,878
未払事業税	3,687
たな卸資産評価損	25,251
受注損失引当金	4,056
貸倒引当金	534
未払賞与	17,080
工場改修工事	20,293
退職給付引当金	4,408
資産除去債務	326
未払不動産取得税	5,455
繰延税金資産小計	83,972
評価性引当額	△2,932
繰延税金資産合計	81,040
繰延税金負債	
圧縮積立金	8,939
前払固定資産税	956
前払労働保険料	1,515
繰延税金負債合計	11,410
繰延税金資産の純額	69,629

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	406円65銭
(2) 1株当たり当期純利益	33円45銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年10月11日

株式会社マルマエ

取締役会 御中

三優監査法人

指 定 社 員 公認会計士 吉 川 秀 嗣 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 大 神 匡 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マルマエの2018年9月1日から2019年8月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年9月1日から2019年8月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年10月18日

株 式 会 社 マ ル マ エ 監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員 兒 島 吉 二 ①

常勤監査等委員 鶴 田 俊 成 ①

監 査 等 委 員 寺 畑 幸 雄 ①

監 査 等 委 員 梶 智 和 ①

監 査 等 委 員 大 道 卓 ①

監 査 等 委 員 桃 木 野 聡 ①

(注) 監査等委員寺畑幸雄、梶智和、大道卓及び桃木野聡は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、経営成績及び財務状況を勘案しつつ、配当による株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額は65,264,250円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年11月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	まえだとしかず 前田俊一 (1966年11月20日生)	1987年4月 マルマエ工業(個人)入社 1988年10月 マルマエ工業有限会社(現当社)設立、取締役 2001年4月 当社専務取締役 2003年8月 当社代表取締役社長 2010年4月 当社代表取締役社長兼製造部長 2010年12月 当社代表取締役社長兼製造部長兼管理部長 2011年6月 当社代表取締役社長兼管理部長 2011年7月 当社代表取締役社長(現任)	4,818,100株
2	かいぎきこうた 海崎功太 (1973年2月18日生)	1993年4月 岩崎技研株式会社入社 1993年12月 株式会社湖東製作所入社 1999年8月 マルマエ工業有限会社(現当社)入社 2004年4月 当社営業部長 2004年10月 当社取締役営業部長 2005年6月 当社取締役精密加工部長 2008年11月 当社取締役営業部長 2009年4月 当社取締役営業部長兼関東事業所長 2010年4月 当社取締役営業技術部長 2011年6月 当社取締役営業部長兼関東事業所長 2018年4月 当社取締役営業本部長(現任)	24,200株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	あん どう ひろ と 安 藤 博 音 (1979年5月25日生)	1997年12月 株式会社トップコーポレーション入社 2000年10月 三代川塗装入社 2004年9月 株式会社アイ・テック入社 2008年1月 株式会社パラモド入社 2008年3月 当社入社 2016年11月 当社品質管理部長 2018年4月 当社執行役員技術生産本部長 2018年11月 当社取締役技術生産本部長 (現任)	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 前田俊一氏は、当社の主要株主であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、意思決定の迅速化のため監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	こじま よし つぐ 兒 島 吉 二 (1947年4月10日生)	1966年4月 日本パルプ流通株式会社入社 1968年1月 南海旭株式会社入社 1994年10月 出水紡績株式会社入社 2004年9月 当社入社 2004年10月 当社管理部経理課長 2013年11月 当社常勤監査役 2015年11月 当社取締役[常勤監査等委員] (現任)	6,800株
2	ももきの さとし 桃木野 聡 (1965年12月14日生)	1989年4月 株式会社東京銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行 1992年7月 大蔵省(現財務省)出向 1997年3月 ニューヨーク州弁護士登録 2004年10月 弁護士登録 2004年10月 照国総合法律事務所(現弁護士法人照国総合事務所)入所 2010年6月 鹿児島市教育委員会教育委員 2012年1月 桃木野総合法律事務所 所長 (現任) 2017年11月 当社社外取締役[監査等委員] (現任)	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	※ やまもと たかあき 山本 隆章 (1953年6月15日生)	1986年1月 セイコー電子工業株式会社(現セイコーインスツル株式会社)入社 1996年4月 エスアイアイ移動通信株式会社 代表取締役社長 2002年10月 セイコーインスツル株式会社システムアプリケーション事業部長 2011年4月 同社執行役員 2011年6月 セイコープレジジョン株式会社 取締役 2012年6月 エスアイアイネットワークシステムズ株式会社代表取締役社長 2012年12月 セイコーソリューションズ株式会社代表取締役社長 2013年12月 セイコーインスツル株式会社 取締役 2017年4月 セイコーソリューションズ株式会社代表取締役会長 2018年4月 同社取締役相談役 2018年11月 公益財団法人服部報公会 専務理事(現任) 2019年6月 セイコーソリューションズ株式会社顧問(現任)	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	※ みやかわ ひろつぐ 宮川 博次 (1980年4月18日生)	2011年4月 監査法人かごしま会計プロフェ ッション入所 2013年11月 公認会計士登録 2016年7月 宮川公認会計士事務所入所 2016年9月 税理士登録 2017年3月 鹿児島ミート販売株式会社監査 役(現任) 2017年3月 南日本畜産株式会社監査役 (現任) 2017年3月 南九州食肉販売株式会社監査役 (現任) 2017年3月 南九州飼料工業株式会社監査役 (現任) 2018年9月 宮川公認会計士事務所副所長 (現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、兒島吉二氏及び桃木野聡氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、山本隆章氏及び宮川博次氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 桃木野聡氏、山本隆章氏及び宮川博次氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断した理由について
- (1) 桃木野聡氏につきましては、同氏が弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、桃木野聡氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
- (2) 山本隆章氏につきましては、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査等に反映していただくことを期待したためであります。

- (3)宮川博次氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただきたいためであります。また、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として税務や会計に精通しております。なお、同氏は未上場企業である鹿児島ミート株式会社の監査役であるほか、南日本畜産株式会社監査役、南九州食肉販売株式会社監査役、南九州飼料工業株式会社監査役を兼任されていますが、これらの会社は同一の株主の下で「鹿児島ミートグループ」として一体的に運営されている企業グループであることから同氏の負担は軽度であり、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 当社は、桃木野聡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、山本隆章氏及び宮川博次氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以 上

書面またはインターネットによる議決権行使のご案内

議決権を書面またはインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、2019年11月26日（火曜日）午後5時30分までに行使していただきますようお願い申し上げます。

記

〔書面（郵送）による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記行使期限までに到着するようにご返送ください。

〔インターネットによる議決権の行使〕

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによるのみ可能です。（議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話端末（スマートフォン等）を用いる場合を除き、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。）
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2019年11月26日（火曜日）午後5時30分まで受付いたします。
- (4) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) インターネットによって、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

＜インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について＞

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (3) インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2 以降を使用できること。
- (4) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合には Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0以降または Adobe® Reader® Ver. 6.0以降を使用できること。
- (5) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

※Internet Explorerは、米国 Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™及びAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

[電 話] : 0120-707-743 (フリーダイヤル)

受付時間：午前9時から午後9時まで（土・日・祝日も受付）

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：鹿児島県出水市大野原町2141番地
株式会社マルマエ 本社 3F「大会議室」
電話：0996-68-1150（代表）



交通のご案内

- 鉄道
九州新幹線「出水駅」よりタクシーで約15分
肥薩おれんじ鉄道「西出水駅」よりタクシーで約5分
- 航空
鹿児島空港より九州新幹線「出水駅」まで空港リムジンバスで約85分
- 自動車
国道3号線・国道328号線・県道374号線・国道504号線
※本社へは、西側門よりご入場ください。